

産業廃棄物処分業許可証

COPY

住所 千葉市花見川区三角町178-9

氏名 株式会社 京葉エナジー

代表取締役 岩崎 剛士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項} の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊



許可の年月日 平成28年8月5日

許可の有効年月日 平成33年6月27日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

ア 溶融施設による中間処理

イ 圧縮・梱包施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 溶融に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る） 以上1品目

イ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、

(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、

(キ) がれき類（金属くずに付着したものに限り） 以上7品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市花見川区大日町1280番地の4 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年6月28日 新規許可

平成28年8月5日 更新許可

平成28年9月21日 変更届出（溶融施設の変更）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

COPY

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
廃プラスチックの溶融施設(次の品目は廃発泡スチロールに限る) (廃プラスチック類) (平成28年8月29日)	0.4 t/日	1	千葉県花見川区大日町1280番地の4、1280番地の5の一部
廃プラスチックの溶融施設(次の品目は廃発泡スチロールに限る) (廃プラスチック類) (平成28年8月29日)	0.32 t/日	1	
圧縮・梱包施設 (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (金属くず) (平成18年3月31日) (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成20年4月10日) (繊維くず) (がれき類(金属くずに付着したものに限る)) (平成23年6月29日)	4.68 t/日 19.46 t/日 61.18 t/日 19.67 t/日 25.2 t/日 15.28 t/日 35.76 t/日	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設(次の品目は金属くずに付着したものに限る) (がれき類)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設(処理後) (がれき類)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (繊維くず)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
廃棄物保管施設(処理後) (繊維くず)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³ 保管高さ — 保管上限 8m ³	1	
製品保管施設 (廃プラスチック類)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³	2	
製品保管施設 (廃プラスチック類)	保管面積 8m ² 保管容量 8m ³	1	
製品保管施設 (金属くず)	保管面積 8m ² 保管容量 8m ³	1	
製品保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	保管面積 6.85m ² 保管容量 8m ³	1	

別記2

- (1) 粉じんの飛散防止及び騒音防止に万全を期すこと。
 (2) 作業時間は午前8時から午後4時までとすること。